

次期プランにおける 介護サービス量と介護保険料の設定 に向けた論点の整理について



京都市
CITY OF KYOTO

日 時：令和8年6月30日 10時～
場 所：京都市役所分庁舎第4・5会議室

今後のスケジュール

開催予定	主なスケジュール（介護サービス量と介護保険料等）
6月30日（本日）	第1回高齢者施策推進協議会 ・介護サービス量と介護保険料の設定に向けた論点整理を協議
8月	第3回介護・施設サービス等向上WG ・介護サービス量について協議
9月下旬～10月上旬	第2回高齢者施策推進協議会 ・介護サービス量の推計値を協議 ・WGでの議論のまとめ ・プラン概要案を協議
11月中旬	第3回高齢者施策推進協議会 ・プラン案（パブリックコメント案）の協議
12月下旬～1月下旬	パブリックコメントの実施
2月下旬	最終WG ・プラン最終案の協議（パブリックコメントでの意見等を反映）
3月下旬	第4回高齢者施策推進協議会 ・プラン最終版について協議

保険料の設定方法について

<保険料設定の増減要素>

1. 「増」要素

- ・国の制度改正や報酬改定による介護報酬の増
- ・サービス利用量の増

2. 「減」要素

- ・要介護・要支援状態への移行の防止

<保険料と給付費>

現プラン（令和6～8年度）

	給付費	保険料
令和6年度	1,499億円	7,160円
令和7年度見込	1,545億円	
令和8年度予算	1,616億円	

令和8年度の臨時報酬改定等を加味し、プラン計画値と比較し33億円プラス計上（保険料にすると1人当たり約160円の増となる。）。

前プラン（令和3～5年度）

	給付費	保険料
令和3年度	1,362億円	6,800円
令和4年度	1,383億円	
令和5年度	1,445億円	

介護給付費準備基金（積立金）を約69億円取り崩し、1人あたり約500円を減額

介護サービス量の見込みの算出手順

① 第1号被保険者数の推計

2040年までの高齢者人口（第1号被保険者数）を住民基本台帳から推計。

② 要支援・要介護認定者数の推計

「① 第1号被保険者数の推計」より要支援・要介護認定者数について、**過去の認定率の動向等**をもとに算出。

論点1

「過去の認定率の動向等」に関して、介護予防事業の効果をどの程度、反映させるべきか。

③ 施設サービス量の推計

「② 要介護認定者数の推計」等より、施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）のサービス量の利用者数を算出。現プランにおいて、利用者が利用できるよう、また、「介護離職ゼロ」の実現に向けた必要量を前倒し・上乗せして**施設の整備等目標数を設定**。

※ 国は、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）において、仕事と介護の両立ができず介護のために離職する人をなくす「介護離職ゼロ」の実現を推進。

論点2

「施設の整備等目標数を設定」に関して、施設の現状を踏まえながら、新たに必要となる施設の整備が必要となるか。

④ 居住系サービス量の推計

「③ 施設サービス量」の推計のうえ、居住系（認知症高齢者グループホーム・介護専用型特定施設・混合型特定施設）のサービス量の利用者数を算出。「③ 施設サービス量」の推計と同様、現プランにおいて、利用者が利用できるよう、また、「介護離職ゼロ」の実現に向けた必要量を前倒し・上乗せして**居住系サービスの整備等目標数を設定**。

論点3

「居住系サービスの整備等目標数を設定」に関して、施設の現状を踏まえながら、新たに必要となる居住系サービスの整備が必要となるか。

⑤ 居宅サービス量の推計

「② 要支援・要介護認定者数の推計」から、「③ 施設サービス量の推計」、「④居住系サービス量」の推計を差し引いた数値から、入院等の理由により一定の割合でサービスを利用しない者もいる中、サービス利用率を乗じたサービス量を居宅サービス量と見込む

論点4

居宅サービスの利用率をどの程度見込むべきか。

⑥ 介護サービス量の総量を推計

「③ 施設サービス量の推計」、「④ 居住系サービス量の推計」、「⑤ 居宅サービス量の推計」から「⑥ 介護サービス量」の総量を推計。

論点5

「⑦ 保険料（基準額）の推計」に影響がある、横出し、上乗せサービスを実施するべきか。



⑦ 保険給付費及び保険料の推計

「⑥ 介護サービス量」を踏まえ、1回当たりの給付費を各サービス利用量見込みに乗じて算出。国では、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護サービス量の増加を見据え、第1号被保険者間の所得再配分機能を強化することで低所得者の保険料の上昇抑制を図るため、所得段階区分の標準段階数について、13段階としている。

本市の所得段階区分については、さらに細分化した14段階とし、所得再配分機能をより強化することで、低所得者の保険料の上昇抑制を図っている。

論点6

本市の現状を踏まえながら、所得段階区分や保険料率の設定を変更するべきか。